

しちのへ 農業委員会 だより

第14号 (通巻第19号)

2012(H24)年4月1日発行

発行 七戸町農業委員会

編集 編集委員会

所在 七戸町字森ノ上131番地4

電話 68-2967(直通)「内線260・261」

FAX 68-2486

発行部数 6,100部



今年は4年に一度のうるうる年で、今回で6回目になる229フェスティバルが天間林体育館で開催されました。

会場には「G・Iグランプリ」と銘打って様々なニンニク加工製品が展示され、試食・試飲・直売が行われました。舞台ではニンニクに関する基調講演や子供たちによるニンニクをテーマとしたアトラクションが披露され会場に詰めかけた人々を喜ばせていました。

また、今回初めてのお披露目となる「ニンニク侍」(写真左)は、独特のキャラクターで会場を魅了(?)し、盛んな拍手を受けていました。

会場はニンニク一色に包まれていましたが、ニンニク臭さは、強くは感じられませんでした。これは特産のマイルドニンニクのせいでしょうか。

(写真上は保育園児によるアトラクション)

地域のひとと農地の問題の解決に向けた施策

人・農地プラン (地域農業マスタープラン) について

(農林水産省資料より)

詳しくは農林課又は農業委員会へお問い合わせ下さい

人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です

集落・地域における話し合いによって

- ◎今後の中心となる経営体はどこか
- ◎中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- ◎全体の地域農業のあり方をどうするかを決めて頂きます。

集落における話し合いにあたって

- 人・農地プランの範囲は集落等のエリアが基本ですが地域の実情に応じて複数集落やもっと広いエリアでも可能です
- 地域の将来に関する話し合いですので、経営主だけでなく家族も積極的に参加して下さい

人・農地プランに位置付けられると次のメリットがあります

- ◎青年就農給付金 (経営開始型・原則45歳未満で独立、自営就農する方。準備型はプランに関係なく給付)
- ◎農地集積協力金 (中心となる経営体に農地を提供する方)
- ◎スーパーL資金の当初5年間無利子化 (認定農業者)

新規就農は時期を問わないので支援を受けるためには早めにプラン作成に向けた話し合いを始めることが必要

人・農地プランは、随時、見直すことができます

最初からパーフェクトなプランにする必要はありません。一旦プランを決めても◎新規就農者が新たに出てきたとき◎集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となるとき◎引退を決意して農地集積協力をもらおうとするとき

新規就農者は、人・農地プランに位置付けられることが見込まれれば、青年就農給付金の支援を受けることができます。給付金には準備型と経営開始型があり、大きな違いは準備型の場合プランに関係ありませんが経営開始型はプランに位置付けられなければなりません

青年就農給付金の給付要件

準備型 (研修期間中) 年150万円 (最長2年)

- (1) 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であること
- (2) 独立・自営就農または雇用就農を目指すこと
- (3) 研修計画が以下の基準に適合していること
 - ・都道府県が認める研修機関・先進農家等で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上) 研修する
 - ・既に研修を開始している者であっても、残りの研修期間が1年以上の場合には給付対象
- (4) 常勤の雇用契約を締結していないこと
- (5) 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと

返還

- (1) 適切な研修を行っていない場合
 - 研修機関・先進農家等が、研修計画に則して必要な技能を修得することができないと判断した場合
- (2) 研修終了後1年以内に就農しなかった場合
 - 研修終了後1年以内に、独立・自営の経営開始または農業法人、農家との常勤雇用契約の締結のいずれも行わなかった場合
- (3) 給付期間の1.5倍(最低2年)以上就農を継続しない場合

経営開始型 (独立・自営就農直後) 年150万円 (最長5年)

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であること
- (2) 独立・自営就農であること
 - ・自ら作成した経営開始計画に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすものとする。
 - ・自ら農地の所有権もしくは利用権 (外部からの貸借が主) を有している。
 - ・主要な機械・施設を自ら所有・貸借している。
 - ・本人名義で生産物を出荷・取引している。
 - ・本人名義の通帳があり、売上や経費の支出などの経営収支を自らの通帳・帳簿で管理している。
 - ・親元に就農する場合であっても、親の経営に従事してから5年以内に経営を継承する場合や、親の経営から独立した部門経営を行う場合は、その時点から対象とする。
- (3) 経営開始計画が以下の基準に適合していること
 - 独立・自営就農5年後には農業 (自らの生産に係る農産物を使った関連事業 <農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等>も含む。) で生計が成り立つ実現可能な計画である。
- (4) 人・農地プランへの位置づけ
 - 人・農地プランに位置付けられていること (もしくは位置付けられることが確実であること)。
- (5) 生活保護など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと

給付対象の特例

- ・夫婦ともに就農する場合 (家族経営協定、経営資源の共などにより共同経営者であることが明確である場合) は1.5人分を給付する。
- ・複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、人数分を給付する。
- ・平成20年4月以降に独立・自営就農した者についても対象とすることができるものとするが、給付は就農後5年目までとする。

給付停止

- ▶給付金を除く本人の前年の所得の合計が250万円を超えた場合
- ▶経営開始計画を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

【事業概要】

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援します。

【事業メニュー】

- ① 耕作放棄地を再生利用する活動への支援
 - ア再生作業（雑草・雑木の除去等）及び土づくり（肥料、有機質資材の投入等）
 - ・定額支援【5万円/10a】（重機を用いて行う場合等【1/2以内等】）
 - ・土づくり（2年目に必要な場合のみ）【2.5万円/10a】
 - イ営農定着（再生農地への作物の導入等）【2.5万円/10a】
 - ウ経営展開（試験販売、実証ほ場の設置・運営等）【定額】
 - ② 施設等の整備への支援
 - ・基盤整備（用排水施設の整備等）、乾燥調整貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農業体験施設（市民農園等）、農業用機械・施設等の整備【1/2以内等】
 - ・小規模基盤整備【2.5万円/10a】
 - ③ 附帯事業への支援【定額】
 - ・広域利用調整：都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援
 - ・交付金執行事務：交付事務、地域の農地利用調整、普及啓発活動等への支援
- ◇戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外（市街化区域は除く）における取組についても支援対象

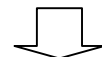
荒廃農地



再生作業



作物の作付け



農業経営基盤強化促進法による利用権設定(貸借)について

農地の貸し借りを行いたいときに、農用地利用集積計画による利用権設定ができます。利用権の設定の特徴として、所有者は貸した農地について期限がくると必ず返還され、耕作者は借りた農地を契約期間中は安心して耕作でき、期間が終了しても利用権の再設定をすれば、引き続き借りることができる制度です。

○利用権設定の受付・・・毎月1日（休日の場合は翌平日）が締め切りとなります。

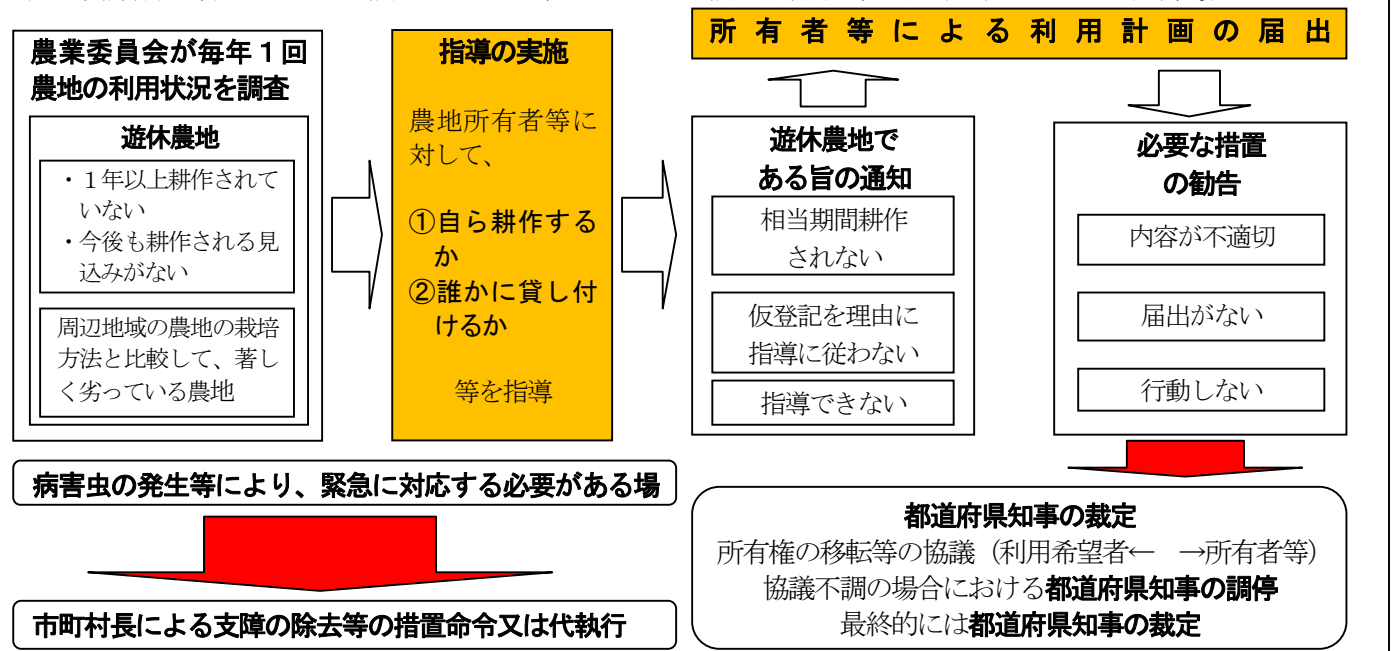
○申請に必要な書類

1. 農用地利用集積計画書（農業委員会）
2. 申請農地の全部事項証明書（法務局）
3. 地籍図（税務課）

※申請農地の所有者が死亡、または共有地となっている場合は同意書が必要です。ご不明な点がございましたら農業委員会事務局までお問合せください。

農地法に基づく遊休農地対策について

遊休農地の所有者等に対する指導、通知、勧告といった手続きを農業委員会が一貫して実施。その上で、当該所有者等が勧告に従わない場合には、最終的に都道府県知事が裁定を行い、農地保有合理化法人等が利用権を設定できるよう措置。（また、所有者が分からない遊休農地については、知事の裁定で農地保有合理化法人等が利用できるよう措置。）



**** 家族経営協定と見直しについて ****

家族経営協定とは、魅力的な家族農業経営を築くには、農業に携わる家族全員が意欲的に経営に参画し、農業経営の状況を把握し、その実現のため取組内容などを共有、経営の発展や将来展望を切りひらくためにも大切です。

今回は例を取り上げてみました。

Q1 家族経営協定とはどのようなものですか。

A1 経営方針、役割分担、働きやすい条件、収益の分配などを家族間で話し合い、取り決めるものです。

Q2 これまでも話し合い、意思疎通をとりながら経営しているので十分ではないでしょうか。

A2 話し合いは重要です。そして、話し合いの結果を書面に残すのが家族経営協定です。

・・・こんなときは、協定の更新・見直しを・・・

現在、七戸町では57組が家族経営協定を結び、農業に対する意欲とやりがいを持って農業経営に携わっています。また、家族経営協定を締結後は定期的に現状を見つめ直し、経営や生活の改善に努めることが重要です。次のような時期には協定の更新、見直しを検討されてはどうか。

1. 協定の1年更新、定期的な更新で協定参画者の意識を高める。
2. 家族構成が変わった時(例:後継者の結婚など)
3. 経営内容が変わった時(例:経営規模拡大など)
4. 家族間の話し合いから協定内容に修正や協定項目が必要な時



農業者労災保険の案内

「広報しちのへ2月号」にも掲載してありますが、農業者労災保険に加入を希望する方は農業委員会へ申込み下さい。制度については広報に掲載のとおりですが、年度の途中からでも加入できますので詳しいことは農業委員会にお尋ね下さい。

農家意向調査結果について

平成23年度調査では760世帯(全農家世帯の28%、回答者の経営面積の合計は2,534ha)から回答があり、結果は次のとおりでした。

- 規模拡大 13%(98世帯 861ha)
- 現状維持 62%(470世帯 1,430ha)
- 規模縮小 6%(44世帯 80ha)
- 離農 19%(148世帯 164ha)

各項目ごとの平均経営面積は上から順に8.8ha/3.0ha/1.8ha/1.1haとなっており、町の平均経営面積を上回る世帯は規模拡大か現状維持、下回る世帯は規模縮小か離農と回答しています。

(町の農家台帳の平均経営面積は約2.4haです)

農地のあつせん売買制度

農地のあつせん売買は「農地保有合理化事業」によりおこなわれ、譲渡所得税の特別控除が年8百万円まで受けられます。

平成23年度は7件、8ヘクタールのあつせん売買がありました。

この事業により農地をあつせん購入できるのは認定農業者等の農業者で町が認めた経営規模以上の農家です。

農業者年金に加入して 老後に備えましょう

加入要件

①60才未満で②国民年金第1号被保険者で③年間60日以上農業に従事している人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者・配偶者・後継者などの家族従事者でも加入できます。

ポイント1→保険料は自由に決められます(月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に選択)

ポイント2→公的年金ならではの税制上の優遇措置があります(支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります)

ポイント3→認定農業者で青色申告をしている方は国から月額最高1万円の保険料補助があります

編集後記

24年度の国の農業政策は集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」に重点を置いた施策として青年就農者の定着支援や農地の利用集積を促進するための予算措置を講じていますが、それを活用するには人・農地プランを作成しなければなりません。

これは、地域農業のあり方や今後の地域の中心となる経営体等を定めるもので、地域で話し合いをして計画を作成していかなければならないため、簡単には進まないと思いますが、絵に描いた餅で終わらせないためにも話し合いの段階から農業者の代表である農業委員も積極的に関与していければと思っています。

- 編集委員長 天間俊一
- 編集副委員長 氣田 勉
- 編集委員 駒嶺純一・高田武志・天間正大